

宇部市公文書等管理条例（素案）に対するご意見（宇部市議会議員）

該当条項	意見	回答	採用の可否	修正前	修正後
第1条	<p>素案第1条では、「もって市政が適正に運営されるようにするとともに、市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすること」とあるが、これでは抽象的で不十分であるため、法よりも具体的に以下の3点を盛り込む必要はないでしょうか。</p> <p>①市役所組織が法令や社会規範などを守る「コンプライアンス」にいかに対応しているかということをも市民に対して説明責任をはたすため</p> <p>②業務執行上の経験や知識を組織全体で共有し、業務の改善や効率化を図るため</p> <p>③将来の不測の事態に備えるため</p>	<p>第1条の目的規定については、国の法律である「公文書等の管理に関する法律」の趣旨を踏まえ、この条例を制定した目的を簡潔に表現し、規定したものです。</p> <p>法律よりも具体的に規定すべきではないかとのご意見につきましては、法律の趣旨を踏まえた条例であることから、新たな規定を設けるのではなく、法律の目的規定と同様の規定を設けるべきと考えています。</p>	不採用	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、市民共有の知的資源であり、かつ、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理、特定歴史公文書の適切な保存及び利用等を図り、<u>もって市政が適正に運営されるようにするとともに、市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすること</u>を目的とする。</p>	